

年金請求書作成ポイントセミナーのご案内

～令和7年6月以降様式と公金受取口座 および年金推進ポイントを確認する～

DVD 版 / 映像配信版

【講師からひとこと】

昨年3月からスマートフォンを使用した電子申請に年金請求が追加され、対象者が拡大されています。

日本年金機構では電子申請の利用を促すとともに、今年6月以降の年金請求書を大幅に改訂しています。

各金融機関の関心が高い「公金受取口座制度」はじめ、年金請求書から広がる年金推進のポイントを押さえ、顧客へのアドバイスが必要になることが想定されます。

また、令和7年税制改正、受取機関変更届様式変更についても解説しています。

本セミナー（DVD版／配信映像版）を活用することで、年金請求書作成について自信を持って対応することができるようになります。ぜひ年金推進業務に役立ててください。



【講師紹介】 笹沼 和子（ささぬま かずこ）

農林系金融機関にて12年間、窓口職員指導、年金推進業務に携わる。年金相談はお客様を笑顔にし、感謝されることにより、自信を持った職員へと劇的に生まれ変わる瞬間に何度も立ち会う。平成13年度独立開業。以後、JAをはじめ金融機関の年金相談、年金研修、年金事務所の窓口相談を主な業務に活動中。研修受講者延べ10万人超、相談者約3万人超の経験から、推進話法を組み合わせた研修に定評がある。

【研修内容】

1. セミナー目的

- (1) 年金推進に関わる「公金受取口座登録制度」の概要と想定されることを習得する
- (2) 令和7年6月以降の年金請求書作成方法を年金推進の観点で習得する

2. セミナー内容

- (1) 令和7年度年金推進対象者
- (2) 特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢一覧表
- (3) 公金受取口座登録制度導入後の年金推進
- (4) 令和7年6月請求から年金請求書様式変更
- (5) 金融機関窓口で公金受取口座の登録が可能になった
- (6) 新様式の年金請求書各ページ記載内容
- (7) 令和7年6月以降事前送付年金請求書作成ポイント
- (8) 令和7年税制改正の概要
- (9) 老齢年金電子申請開始について
- (10) 受取機関変更届も様式変更

7. 令和7年6月以降事前送付年金請求書作成ポイント

(8)14ページは個人番号(マイナンバー)登録状況確認

レジュメより一部抜粋

19

Copyright©2025 株式会社年金企画 東京中野区中央3-13-11MGビル405